

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 4月 5日

【会社名】 株式会社福田組

【英訳名】 FUKUDA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 太 田 豊 彦

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市中央区一番堀通町3番地10  
(同所は登記上の本店所在地で、実際の業務は以下のところで行っております。)  
実際の業務場所：新潟市中央区花町2069番地 新潟花町ビル  
電 話 番 号：025(266)9111 (大代表)  
事務連絡者氏名：執行役員経営企画部長 大 塚 進 一

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北3丁目2番4号

【電話番号】 03(5216)4888 (大代表)

【事務連絡者氏名】 東京本店管理部長 長 谷 川 和 憲

【縦覧に供する場所】 株式会社福田組東京本店  
(東京都千代田区九段北3丁目2番4号)  
株式会社福田組名古屋支店  
(名古屋市中区丸の内3丁目23番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年3月29日開催の当社第89回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 経営体制の一層の強化と充実を図るため、新たに役付取締役として、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）に取締役副社長を定めることができる旨を追加する。

(2) 「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社員の範囲が変更されたため、現行定款第26条（取締役の責任免除）および第34条（監査役の責任免除）の規定を変更する。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、福田勝之、太田豊彦、高坂謙一、石川渡、相馬良一、内山文雄、増子正弘、福田始および矢澤健一を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、八鍬耕一、砂田徹也および宮島道明を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、高木馨および敦井一友を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額450百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の決定の件

取締役に対して、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するとともに、本制度にかかる株式報酬等については、第5号議案とは別枠で、社外取締役を除く当社取締役に対して15,000ポイント（1ポイント1株）を上限として支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果	
					賛成比率	可否
第1号議案	33,029	320	24	(注)1	87.32%	可決
第2号議案						
福田 勝之	32,425	924	24	(注)2	85.72%	可決
太田 豊彦	32,648	701	24		86.31%	可決
高坂 謙一	32,944	405	24		87.10%	可決
石川 渡	32,945	404	24		87.10%	可決
相馬 良一	32,945	404	24		87.10%	可決
内山 文雄	32,945	404	24		87.10%	可決
増子 正弘	32,902	447	24		86.98%	可決
福田 始	31,913	1,463	24		84.37%	可決
矢澤 健一	32,389	1,442	24	85.63%	可決	
第3号議案						
八鍬 耕一	32,709	640	24	(注)2	86.47%	可決
砂田 徹也	27,081	7,124	24		71.60%	可決
宮島 道明	30,330	3,434	24		80.19%	可決
第4号議案						
高木 馨	32,493	813	24	(注)2	85.90%	可決
敦井 一友	32,720	587	24		86.50%	可決
第5号議案	32,932	354	87	(注)3	87.06%	可決
第6号議案	32,942	407	24	(注)3	87.09%	可決

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

4. 賛成の割合につきましては、本総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上